



発行 新潟県

第 46 号

平成30年6月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

36 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

9 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 690 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 691 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条により知事が定める金額の一部改正（総務事務センター）
- 692 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 693 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 694 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 695 換地処分（農地整備課）
- 696 道路の区域変更（道路管理課）
- 697 道路の区域変更（道路管理課）
- 698 道路の供用開始（道路管理課）
- 699 河川の洪水浸水想定区域の指定並びに浸水した場合に想定される浸水深及び浸水の継続時間の公表（河川管理課）
- 700 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定の一部改正（河川管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

労働委員会告示

- 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（労働委員会事務局総務課）

正 誤

平成30年3月30日付け県報号外1条例第25号中（法務文書課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第36号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(156) (略)</p> <p><u>(156)の2 旅館業法第6条第1項の規定により、 宿泊者名簿の提出を要求すること。</u></p> <p>(157) <u>旅館業法第7条第1項又は第2項の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること。</u></p> <p>(158) <u>旅館業法第7条の2第1項の規定により、 旅館業の施設の構造設備を基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(158)の2 旅館業法第7条の2第2項又は第3項の規定により、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(159)・(160) (略)</p> <p><u>(160)の2 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第8条第1項の規定により、宿泊者名簿の提出を要求すること。</u></p> <p><u>(160)の3 住宅宿泊事業法第15条又は第41条第2項の規定により、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(160)の4 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定により、報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること。</u></p> <p>(161)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(156) (略)</p> <p>(157) 旅館業法第7条第1項の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に立入検査をさせること。</p> <p>(158) <u>旅館業法第7条の2の規定により、 営業施設の構造設備を基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(159)・(160) (略)</p> <p>(161)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(職業能力開発校長への委任)</p> <p>第9条の2 次に掲げる事務は、職業能力開発校長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） <u>第3条第1項第1号イの規定による介護員の養成に関する研修（県立職業能力開発校が実施する研修に限る。）を修了した旨の証明書を交付すること。</u></p>	<p>(職業能力開発校長への委任)</p> <p>第9条の2 次に掲げる事務は、職業能力開発校長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） <u>第3条第1項第1号の規定による介護員の養成に関する研修（県立職業能力開発校が実施する研修に限る。）を修了した旨の証明書を交付すること。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第9号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）	
高齡福祉保健課		高齡福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(11)の2（略） (12) 介護保険法施行令第3条第1項第1号ロの規定による介護員養成研修事業者の指定をすること。 (13)～(20)（略）		(1)～(11)の2（略） (12) 介護保険法施行令第3条第1項第2号の規定による介護員養成研修事業者の指定をすること。 (13)～(20)（略）
（略）		（略）	
（略）		（略）	

告 示

◎新潟県告示第690号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,748円</u>	<u>13,284円</u>	20歳未満	<u>4,751円</u>	<u>13,287円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,377円</u>	<u>13,284円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,333円</u>	<u>13,287円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,967円</u>	<u>14,255円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,894円</u>	<u>13,958円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,304円</u>	<u>17,353円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,233円</u>	<u>16,456円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,673円</u>	<u>19,286円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,654円</u>	<u>19,157円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,926円</u>	<u>21,393円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,893円</u>	<u>21,279円</u>

45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円	45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円	50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円	55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円	60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円	65歳以上70歳未満	3,920円	15,558円
70歳以上	3,930円	13,284円	70歳以上	3,920円	13,287円

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第691号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次のとおり改正する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万5,290円</u> を超えるときは、 <u>10万5,290円</u> ）	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万5,130円</u> を超えるときは、 <u>10万5,130円</u> ）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万7,190円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5万7,190円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万7,110円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5万7,110円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>5万2,650円</u> を超えるときは、 <u>5万2,650円</u>)	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>5万2,570円</u> を超えるときは、 <u>5万2,570円</u>)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,600円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>2万8,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,560円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>2万8,560円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第692号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営新潟中東地区農用地保全施設整備(地盤沈下対策)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成30年6月18日から平成30年7月13日まで
- 縦覧に供する場所
新潟市東区役所
新潟市中央区役所
新潟市江南区役所
- その他
 - 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知

った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第693号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営本村大池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)(ため池等整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年6月18日から平成30年7月13日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第694号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営矢田地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年6月18日から平成30年7月13日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第695号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、小千谷市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業川井地区に係る換地処分をした。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第696号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茶屋峠高原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字上郷上田甲939番から	新	12.8~15.8メートル	34.9メートル
同郡同町大字上郷上田甲1174番まで	旧	12.8~16.2メートル	34.9メートル

◎新潟県告示第697号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大瀧直江津線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

上越市日之出町 9番23から	新	9.3～12.0メートル	57.9メートル
同市日之出町43番 8まで	旧	9.0～12.0メートル	58.2メートル

◎新潟県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 6月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大湊直江津線
- 2 供用開始の区間
上越市日之出町 9番23から同市日之出町43番 8まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 6月15日

◎新潟県告示第699号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成22年2月新潟県告示第184号及び平成29年12月新潟県告示第1301号は、廃止する。

平成30年 6月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川
 - 阿賀野川水系 常浪川
阿賀野川
 - 信濃川水系 五十嵐川
加茂川
下条川
 - 鯖石川水系 鯖石川
 - 鶉川水系 鶉川
 - 姫川水系 姫川
- 2 指定年月日
平成30年 6月15日

◎新潟県告示第700号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（平成30年3月新潟県告示第307号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年 6月15日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。 1 浸水想定区域を定める河川	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。 1 浸水想定区域を定める河川

荒川水系 荒川（指定区間）	荒川水系 荒川（指定区間） 阿賀野川水系 阿賀野川（指定区間）
2（略）	2（略）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 原信小出東店
 所在地 魚沼市井口新田字欠下728番地1外
 設置者 株式会社原信（ほか1者）
- 2 届出の概要及び公告日
 概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
 公告日 平成30年1月30日
- 3 意見の概要
 - (1) 魚沼市からの意見の概要
 意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
 平成30年6月15日から平成30年7月15日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 （仮称）テックランドNew長岡店
 所在地 長岡市古正寺一丁目3141番地 外
 設置者 株式会社ヤマダ電機
- 2 届出の概要及び公告日
 概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
 公告日 平成30年1月30日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
 意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
 平成30年6月15日から平成30年7月15日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、タオル類賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年6月15日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟県立中央病院 タオル類賃貸借一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年9月1日から平成33年8月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けた洗濯工場を有する者であること。

(7) 200床以上の病床数を有する病院で当該業務を平成27年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成30年6月22日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年6月27日(水)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、契約希望金額を契約月数(36ヵ月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額を契約月数(36ヵ月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規定第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月15日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

- 1 調達物品及び数量
人工透析システム 1式
 - 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立坂町病院経営課経営係
新潟県村上市下鍛冶屋589番地
 - 3 調達方法
購入等
 - 4 契約方法
一般競争入札
 - 5 落札決定日
平成30年5月28日
 - 6 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
 - 7 落札価格
32,994,000円
-

- 8 入札公告日
平成30年 4月17日
- 9 落札方式
最低価格

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、柏崎市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道柏崎水道労働組合について、柏崎市上下水道局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成30年6月5日次のとおり認定した。

なお、平成27年新潟県労働委員会告示第4号は廃止する。

平成30年 6月15日

新潟県労働委員会

会 長 児 玉 武 雄

勤 務 箇 所	役 職 名
上 下 水 道 局	局長 参事 課長 主幹 課長代理 場長 経営企画課総務係長

正 誤

平成30年3月30日付け新潟県条例第25号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）

58ページの

「 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

は

「 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業（以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。）</u>の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u></p>

の、

「 **第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の15第3項第1号（法第

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の15第2項第1号（法第

21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

は

「**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援及び基準該当通所支援の事業（以下「指定通所支援の事業等」という。）の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

「**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

の誤り。